

JIS

医用X線高電圧装置通則

JIS Z 4702 : 1999

平成 11 年 9 月 27 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣及び厚生大臣が制定した日本工業規格である。

主 務 大 臣：通商産業大臣、厚生大臣 制定：平成 11.9.27

官 報 公 示：平成 11.9.27

原案作成協力者：社団法人 日本画像医療システム工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 医療安全用具部会（部会長 斎藤 正男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室（☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）又は厚生省医薬安全局審査管理課（☎ 100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2-2）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

医用X線高電圧装置通則

Z 4702 : 1999

**General requirements for high-voltage generators
of medical X-ray apparatus**

序文 この規格は、1998年に第2版として発行されたIEC 60601-2-7, Medical electrical equipment—Part 2 : Particular requirements for the safety of high-voltage generators of diagnostic X-ray generators, 1988年に初版として発行されたIEC 60601-2-15, Medical electrical equipment—Part 2 : Particular requirements for the safety of capacitor discharge X-ray generators を元に、対応するX線高電圧装置については技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、点線の下線又は側線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、JIS Z 4704に適合する医用X線管装置に内蔵する医用X線管（以下、X線管という。）に加えるための高電圧を発生し、かつ、それを制御する医用X線高電圧装置（以下、X線高電圧装置という。）について規定する。ただし、X線CT（画像再構成断層装置）、乳房用X線装置及びJIS Z 4711に規定する診断用一体形X線発生装置に使用するX線高電圧装置を除く。

なお、ここに規定する以外の事項については、JIS Z 4701の規定を適用する。

備考 対応国際規格

IEC 60601-2-7 : 1998 Medical electrical equipment—Part 2 : Particular requirements for the safety of high-voltage generators of diagnostic X-ray generators

IEC 60601-2-15 : 1988 Medical electrical equipment—Part 2 : Particular requirements for the safety of capacitor discharge X-ray generators

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8308 カバー付きナイフスイッチ

JIS C 8313 配線用つめ付きヒューズ

JIS C 8314 配線用筒形ヒューズ

JIS C 8370 配線用遮断器

JIS T 1001 医用電気機器の安全通則

JIS T 1005 医用電気機器取扱説明書の様式

JIS Z 4004 医用放射線機器図記号

JIS Z 4005 医用放射線用語

JIS Z 4511 照射線量測定器及び線量当量測定器の校正方法

JIS Z 4701 医用X線装置通則

JIS Z 4704 医用X線管装置

JIS Z 4711 診断用一体形X線発生装置